

第 3 3 号議案

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和３年中野区条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第３号中「附則第２０条第１項」を「附則第２７条第１項」に、「附則第３条第１項」を「附則第１０条第１項」に改める。

第７条第２項第３号及び第８０条第２項第３号中「附則第２０条第１項」を「附則第２７条第１項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。